

2. 「第一次検定・第二次検定」受検対象者と受検資格区分(新受検資格)及び必要な情報等

- (1) 以下の【受検資格区分】に該当し、所定の実務経験年数を有する者が受検できます。
- (2) 申込受付時に必要な情報及び受検資格区分毎の条件を満たす必要となる実務経験年数を入力できないと登録が完了できません。
- (3) 実務経験の内容については、3～11 ページを参照してください。
- (4) 新規受検申込者はインターネット上で申込事前情報登録及び決済の完了後に、「個人ページ」から「必要となる提出書類」をダウンロードし、「受検区分に応じて必要な書類」を同封の上、郵送が必要です。
- (5) 申込事前情報登録時に申請された実務経験がF 票（実務経験証明書）で証明できない場合、受検はできません。
- (6) 再受検申込者は 10 ページを参照してください。

造園施工管理に関する必要な実務経験年数	
【受検資格区分 1】 2 級造園施工管理技術検定第二次検定合格者(※1)	
①	2 級 第二次検定(旧実地試験含む)合格後の実務経験 5 年以上 (令和7年度の該当者は令和元年度までの合格者)
②	2 級 第二次検定(旧実地試験含む)合格後の特定実務経験 1 年以上を含む実務経験 3 年以上 (令和7年度の該当者は令和 3 年度までの合格者)

※1 本受検資格区分は、当年度の 1 級造園施工管理技術検定第一次検定に合格した者のみ、第二次検定を受検できます。申込後の検定区分及び新・旧の受検資格区分等の変更はできません。

※2 特定実務経験については 13 ページを参照

(1) 申込時に必要となる情報(9 ページ参照)

- ・住民票コード
- ・受検申込者の顔写真データ(JPEG 形式)
- ・2 級造園施工管理技術検定第二次検定（旧実地試験含む）の検定合格番号(もしくは合格時の受検番号)及び年度

(2) 申込事前情報登録及び決済後に郵送が必要な書類(10 ページ参照)

- ・E 票(受検申請書)
- ・F 票(実務経験証明書)及びチェックリスト
- ・G 票(受検申込書)

宛名ラベルを貼り付けた封筒(角 2 サイズ)で、受検申込者個人別に郵便局の窓口で簡易書留郵便にて 5 月 23 日(金)(消印有効)までに郵送してください。(8 ページ参照)

※締切日までに郵送しない場合、インターネット受検申込みが無効となり受検できません